

第50回經濟產業省契約等評価監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年12月19日(火) 経済産業省別館2階238会議室及びオンライン会議		
委員	委員長 梶川 融(太陽有限責任監査法人 会長) 委員 梅野 晴一郎(長島・大野・常松法律事務所 弁護士) ※途中参加 委員 川澤 良子(Social Policy Lab株式会社 代表取締役) 委員 金子 良太(國學院大學経済学部 教授) 委員 木村 琢磨(千葉大学大学院 教授)		
審議対象期間	—		
抽出案件	一件	(備考) 以下の議題について議事を執り行った。 ・経済産業省の基金の点検	
一般競争入札方式	一件		
最低価格方式	一件		
総合評価方式	一件		
指名競争入札方式	一件		
最低価格方式	一件		
総合評価方式	一件		
競争的随意契約	一件		
単 純 随 意 契 約	一件		
補 助 金	一件		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	別紙のとおり		

(議事概要)

- 行政改革推進会議やデジタル行財政改革会議等での議論を踏まえ、予算執行の不断の見直しの一環として、経済産業省の所管する基金事業の点検の進め方について、委員から出された主な意見等は以下のとおり。

(主な意見等)

- ここまで基金が増えるのは財政法が想定していない世界であり、一定の基準を一律に設けるべき。
- 基金ではなく国庫債務負担行為など活用してできる施策もあるのでは。3年～5年の中で他の施策の選択肢も出てくると思うので、関連事業や経済状況の変化等も踏まえて判断する時期を一律に設定してしまうことも必要では。
- 基金は造成したら国からの補助関係は終わりという考え方自体疑問で、野放図な制度。それを運用でカバーしていくという話。事業自体は続くとしても予算措置には一定の限定があるというのが自然な考え方。単年度事業で毎年継続している事業も多くあるところ、その例外だとしてもせいぜい5年10年で終わりとすべきでは。
- 10年がデフォルトだという考え方は望ましくなく、事業目的や政策目的を踏まえてどの程度の期間が妥当か期間を切って決めていくべき。また、既に設定済の基金の期間についても、その終期を短くすることにどのような法的な問題があるのか整理すべき。
- すでに期間を設定済みの基金の事業者の期待値については、最高裁の判決を見ても特段の事情がない限りはほぼゼロだと思う。他方で、国の信用や道義的責任としての側面は別途考える必要がある。
- 政策に終わりがなくても「最大10年」といった形にするべきでは。フォローアップを基金でやるかどうかとは分けて検討するべき。政策自体が必要なくなる訳でなく、基金による支援の終了時期を設定することは可能なのではないか。事業の必要性と基金の必要性はまた別である。
- 期間の例外を調整するのであれば、執行状況等の徹底した情報公開とセットで行うべき。
- 10年経てば、政策のメッセージ性の必要性も変化していくはずなので、基金設置後の状況の変化を把握するべき。
- 短期アウトカムよりも執行状況をリアルタイムもしくは四半期毎にモニタリングできるようにすることの方が非常に重要で、交付決定や支出実績は当然のことながら、採択件数や売上等の実績も含め把握し公表して、透明性を高めていく方が現実的であり望ましい。
- 短期的な目標が設定できないから基金という側面もあるとは思いますが、アウトカムを設定できるものはその努力を怠るべきでは無い。
- 基金全体のアウトカムも大事だが、区分されたプロジェクト毎に細分化して見ていく視点もあるのではないか。
- 当初の目標値と実績値の「乖離」が一定以上あった場合には、自動的に国庫返納するといった仕組みがあってもいいのではないか。
- 造成当初の政策目的に照らしてどうかという点が第一の精査の観点。
- 多面的な政策手法に照らしてもなお基金によるべき理由があるのかという観点でも確認していくべき。
- 応募需要を示しながら、事業費・管理費の見込も確認していくべき。
- 比例関係があるかどうかは1つの確認の目安だが、そもそも比例関係ではなく相関関係すらないような事業も見受けられるので厳重にチェックしてほしい。
- 基金としては終了させてアフターケアは別途事業化する。基金及び事務局がずっ

と続くのは避けて、もとの基金が管理するといった方向で簡素化することを考えるべき。

- フォローアップについては、基金事業とは切り分けて、データ収集の在り方とセットで効率的に進めるべき。基金ごとに抱えるのではなく、統合・合理化して単年度の委託事業で実施する方が効率的なのではないか。
- 基金を存続させるか否かは、法令的には残額のボリュームの問題ではなく、所要額が見込めるかどうか。毎年一定額を見通せるなら基金の要件外になるので、まず所要額が見込めるかどうか確認し、その上で国がやるのか事業者に委託するのかを判断すべき。単年度の委託事業でやる選択肢もあるはず。
- 一定の件数を割ったら引き上げるということをコミットするのは、国と基金設置法人・事務局の双方にとって利があるのではないか。
- 基金設置法人の選定経緯もデイスクローズすべき。
- 事業費・管理費間での流用が実態としてあるのであれば、それを承認するルール設定が必要である。
- 民間企業が勝手に審査していないにせよ、審査員の人選や属性、利益相反が無い等はいっしょに確認しておくべき。
- 最近、第三者委員会がよく使われるが、第三者委員会の透明性や公平性というのは相当きちっとしたものがないと怪しくなるので、人選等について国の方できちんと説明が果たせるようにしてほしい。
- 交付決定に関する重要な権限の部分について委託することで、ガバナンスが効かなくなっている部分があるのではないか。国できちんとした説明責任が取れることが非常に重要。経産省特有のスキームであるのであれば規律を十分検討する必要がある。
- 基金も間接補助に類似した形なので、在り方検の議論をどこまで応用できるのか、基金の特殊性を考慮しながら検討していくべき。
- 繰越や国庫債務負担行為で対応できるかどうかとも都度確認していく必要がある。